

大阪市告示第500号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、精神科一次救急診療における歳入の徴収の事務を委託したことを、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月4日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金事務取扱者

名称 公益社団法人 大阪精神科診療所協会 会長 稲田 泰之

事業所の所在地 大阪市天王寺区空清町8-33 大阪府医師協同組合東館3階

2 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年4月1日

（健康局健康推進部こころの健康センター）